

議第17号

水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業等に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業等に要する費用の一部を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
西郷北部	鶴岡市	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	鶴岡市
〃	酒田市	〃	〃	〃	酒田市
更生堰	天童市	〃	〃	〃	天童市
〃	西村山郡 河北町	〃	〃	〃	河北町
小舟山 第二	最上郡 鮭川村	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の14/100に相当する額	鮭川村
西郷北部	東田川郡 三川町	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	三川町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業等に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により提案するものである。

議第18号

道路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する道路事業（単独）に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
黒 鴨 鮎 貝 線	西置賜	白 鷹	側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	白 鷹 町
国 道 3 4 5 号	酒 田		〃	〃	酒 田 市
酒 田 松 山 線	〃		〃	〃	〃
家 根 合 新 堀 線	〃		〃	〃	〃
鳥 海 公 園 青 沢 線	〃		〃	〃	〃
余 目 加 茂 線	東田川	庄 内	〃	〃	庄 内 町
十 里 塚 遊 佐 線	飽 海	遊 佐	〃	〃	遊 佐 町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。